

職場における労働条件や解雇などについて相談したい

事業名	いばらき労働相談センター事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	県内の企業の経営者や労務担当の方からの各種相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、アドバイスや情報提供を行っています。
事業概要	【対象者】 県内の企業の経営者・労務担当の方、労働者の方 【支援の内容】 各種労働相談（労働条件、解雇、配置転換など）に対して、専門の相談員が電話及び面談にてアドバイスや情報提供を行っています。相談は無料、秘密は厳守します。 【利用方法等】 ○いばらき労働相談センターへ直接ご連絡ください。 TEL：029-233-1560 ○なお、電話によるご相談のほか、メールによるご相談もお受けしておりますので、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。 メールでのご相談の場合には、いばらき労働相談センター相談員から折り返しのお電話をさせていただきますので、電話番号の記載をお願いいたします。 メールアドレス：rodosodan@pref.ibaraki.lg.jp 【問い合わせ先】 いばらき労働相談センター TEL：029-233-1560 相談時間：平日 9:00～19:00（相談受付は18:30まで） 第2・4土曜日 9:00～15:00（相談受付は14:30まで） ※祝日・年末年始は休業 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/rodosodan/sodan.html 各地区で面談を希望する場合は、いばらき労働相談センターの相談員が出張面談を行いますので、事前にいばらき労働相談センターへご連絡ください。 面談場所：各地区就職支援センター内 相談時間：平日 9:00～16:00（相談受付は15:30まで） ※土・日・祝日・年末年始は休業

従業員のメンタルヘルスについて支援を受けたい

事業名	(公財)茨城カウンセリングセンター
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	勤労者等のこころの悩みに対応するため、カウンセリング、カウンセラー養成等の事業を行い、勤労者の福祉向上と豊かでゆとりある職場づくりを支援します。
事業概要	【対象者】 勤労者、企業の人事労務担当者等 【支援の内容】 1 カウンセリング - 常設のカウンセリングルームにおいて、こころの問題でお悩みの方のために専門のカウンセラー（相談員）がご相談に応じています。 ※カウンセリングは予約制ですので、まずはお電話でお申し込みください。 029-225-8580 - 相談日時：月～土 午前10時～午後6時（日曜、祝日は休みです） ※土曜日は午後5時まで - 場 所：茨城県産業会館 14 階（水戸市桜川 2-2-35） - 料 金：1 回につき4,000 円＋消費税（面接時間は約 50 分です） 2 働きやすい職場づくり ① 職場への講師派遣・コンサルティング - 安心して働けるための職場の人間関係や管理職のあり方、働く人のうつや心身症の理解と対応、職場復帰支援、ハラスメント防止の取り組みなどの研修に講師を派遣します。 - また、職場での研修企画やメンタルヘルスの具体的対応等についてのコンサルティングにも応じます。 ② メンタルヘルス法人契約 - 県内の事業所等と契約し、相談料を事業者負担とする形で従業員のメンタルヘルス相談を実施しています。従業員の方がカウンセリングを受けやすくなる制度です。 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 (公財)茨城カウンセリングセンター 所在地：水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階 TEL：029-225-8580 FAX：029-225-1872 E-mail：iccnet@sunshine.ne.jp http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/

外国人雇用に関する相談をしたい

事業名	外国人材活躍促進事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、 機会提供 、 相談・助言 、その他
事業要旨	外国人材の就労支援や生活相談等、一体的に支援・相談のできる窓口を設置し、在留資格制度に関するセミナーや、県内就職を希望する外国人と県内企業の就職マッチング等を行うことにより、外国人材の確保・定着を支援します。
事業概要	【対象者】 外国人材を雇用したい県内事業所、外国人材の定着に課題を抱える県内事業所 【支援の内容】 1 「茨城県外国人材支援センター」の概要 - 所在地 水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1 階 - 受付時間 平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く） - 相談料：無料 電話番号 029-239-3304 E-mail info@ifc.ibaraki.jp  2 支援内容 - 県内就職を希望する外国人材と県内企業の就職マッチング - アドバイザーによる相談対応 - 行政書士や社会保険労務士による定期無料相談会の実施 - 企業向け各種支援セミナーの実施 - 外国人材向け日本語学習 e-ラーニングシステムの提供 等 <外国人材からの生活全般に関する相談はこちら> （公財）茨城県国際交流協会「外国人相談センター」 受付時間：平日 8 時 30 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く） 電話番号：029-244-3811 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県外国人材支援センター 所在地：水戸市千波町後川745 ザ・ヒロサワ・シティ会館 分館 1 階 受付時間：平日 9 時 00 分～17 時 00 分（土日祝祭日及び年末年始を除く） TEL：029-239-3304 FAX：029-239-3305 URL：https://ifc.ibaraki.jp/

ダイバーシティに関する取り組みを推進したい

事業名	ダイバーシティ推進・啓発事業（企業向けコンサルティング）
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、 <u>人材育成支援</u> 、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	ダイバーシティ経営に向けた取り組みを促進するため、企業向けのコンサルティング事業を実施しています。
事業概要	【対象要件】 ・茨城県内に本社または事業所があること ・「いばらきダイバーシティ宣言（※1）」に登録している、もしくは、これから登録する予定があること ・本事業実施後に作成する報告書等を県 HP に掲載することが可能であること 【支援の内容】 ダイバーシティの推進を目指す企業ごとの課題解決に向け、「いばらきダイバーシティスコア（※2）」を活用した取り組み状況のチェックや、専門家によるコンサルティングを行い、ダイバーシティ経営の取り組みをサポートします。 ※1 「いばらきダイバーシティ宣言」 一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会を実現するため、広く企業や団体から、それぞれが進めるダイバーシティの取り組みについて宣言を募集しています。 https://www.diversity-ibaraki.jp/declaration.html ※2 「いばらきダイバーシティスコア」 企業におけるD＆Iの取り組み状況を「見える化」するためのチェックリストです。チェック項目は①ジェンダーギャップ②育児・介護③多文化共生④LGBTQ⑤障害⑥シニア⑦全体の7分野があり、取り組みの推進指標として活用することができます。 https://www.diversity-ibaraki.jp/qr/score.html 【利用方法等】 下記問い合わせ先までご連絡ください。 【問い合わせ先】 茨城県県民生活環境部ダイバーシティ推進センター『ぼらりす』 TEL：029-233-3982 E-mail：sankaku@pref.ibaraki.lg.jp https://www.diversity-ibaraki.jp

労働環境の改善事業に対して支援を受けたい

事業名	中小企業労働力確保法関連助成金制度
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	都道府県知事から「中小企業労働力確保法」に基づく改善計画（※）の認定を受けた事業を営む中小企業を構成員とする事業協同組合等は、国が実施する助成金を受けることができます。 （※）事業協同組合等が、労働時間等の設定の改善、男女雇用機会均等及び職業生活と家庭生活との両立、職場環境の改善、福利厚生の実施、募集・採用の改善、教育訓練の実施等の雇用管理の改善に取り組むことを内容とした計画で、主たる事業所を置く都道府県の知事に提出するものです。
事業概要	【対象者】 中小企業を構成員とする事業協同組合等 【支援の内容】 改善計画の認定を受けた事業協同組合等の方は、以下の支援措置を受けることができます。 ※改善計画の認定は必ずしも支援措置を保証するものではありませんのでご注意ください。 ○人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース） 中小企業を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の3分の2の額を助成します。 【利用方法等】 助成金の利用を希望される場合は、改善計画作成前に、事業内容等が助成の対象となるかどうかを茨城労働局職業対策課へ必ず確認してください。 【問い合わせ先】 ○改善計画について 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 ○助成金について 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235

雇用調整の際に助成を受けたい

事業名	雇用調整助成金
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、国が休業手当などの事業主負担相当額の一部を助成します。
事業概要	【対象者】 ・支給対象事業主：雇用保険適用事業所 ・支給対象労働者：雇用保険被保険者 【支援の内容】 ○主な支給要件 ・最近3か月の生産量、売上高などの生産指標が前年同期と比べて10%以上減少していること ・雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数の最近3か月間の月平均値の雇用指標が前年同期と比べ、中小企業の場合10%を超えてかつ4人以上増加していないこと ・実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること ○助成内容 ・助成率：休業手当又は賃金相当額の2/3（1/2） ・教育訓練を行った場合の加算額：1,200円/1人1日 ・支給限度日数：1年間で100日 ※受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。 ※（ ）内は大企業の助成率となります。 【申請方法等】 詳細は下記までお問い合わせください。 【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235 茨城労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html 厚生労働省HP https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

就職・再就職の支援が必要な方等を雇い入れたい

事業名	トライアル雇用助成金
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を原則3か月間試行雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度で、雇い入れた事業者に対して、助成金が支給されます。
事業概要	【対象者】 次のいずれかの要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した場合に対象となります。 ① 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している ② 紹介日の前日時点で、離職している期間が1年を超えている※¹ ③ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業※²に就いていない期間が1年を超えている ④ 60歳未満の方で、ハローワーク等で就労に向けた個別支援を受けている ⑤ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する※³ ※¹ パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと ※² 期間の定めのない労働契約を締結し、1週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること ※³ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民、補完的保護対象者 ※その他の詳細については最寄りのハローワークにお問い合わせください。 【支援の内容】 支給額：対象者1人につき、月額最大40,000円（最長3か月間） ※対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は支給額（月額）最大50,000円 【利用方法等】 詳細については、最寄りのハローワーク等にお問い合わせください。 【問い合わせ先】 ○最寄りのハローワーク ○厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-297-7235 - 茨城労働局HP https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html

働き方改革の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

事業名	働き方改革優良（推進）企業認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、 <u>相談・助言</u> 、その他
事業要旨	業務効率化などの生産性の向上と労働環境の改善に取り組み、優れた成果のある企業を優良企業として、取組を進めている企業を推進企業として県が認定し、特に優れた取組について公表することにより、働き方改革の取組を促進するとともに、働き方改革を積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。
事業概要	【対象要件】 ・茨城県内に本社、本店、又は事業所等を置く企業（個人、団体を含む）であること ・「いばらき女性活躍・働き方応援協議会」への会員登録がなされていること 等 【認定基準、メリット等】 <u>推進企業</u> 働き方改革に向けての取組を「多様な働き方」、「業務効率化」、「多様な人材の活用」の3項目に分類し、3項目すべての取組を行っていることを条件として、取組の数に応じ点数化。 さらに、各制度の運用強化の取組等を加点し、50点満点中30点以上（従業員100人未満は26点以上）の企業を認定。 [メリット] ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で推進企業として公表します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 <u>優良企業</u> 上記、推進企業の条件をクリアし、 ・所定外労働数（総労働時間数） ・平均週労働時間 60 時間以上の割合 ・年次有給休暇取得率（日数） ・離職率 ・出産した女性の就業継続割合 ・男性の育児休業取得率 に平均値以上の数値基準を設け、点数化。 上記、推進企業の点数との合計が、35 点以上（従業員 100 人未満は 30 点以上）であり、1 項目以上の加点がある企業を認定。 [メリット] ・県の「いばらき女性活躍・働き方応援ポータルサイト」で優良企業として公表します。 ・県が運営する求人サイト「いばらき就職チャレンジナビ」内の優良企業の特集ページで紹介します。 ・県物品調達入札参加資格審査及び県建設工事入札参加資格審査で加点されます。 ・県雇用促進等支援融資制度の融資対象となります。 ・県が主催する就職面接会などの企業選定の際に優遇措置を受けられます。 ・特に優れた取組を、セミナーなどの場において、県が積極的にPRします。 ・認定企業の情報を県内の大学・県立高校に提供し人材確保の機会を支援します。

【申請方法等】

下記申請書類を作成の上、県労働政策課あてご提出ください。

①茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）

②誓約書（様式第2号）

※様式はこちらから入手できます。

https://yell.pref.ibaraki.jp/work-style-reform/application_documents.html

【問い合わせ先】

茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ

TEL：029-301-3635 FAX：029-301-3649

障害者雇用の取組をアピールし、優秀な人材を確保したい

事業名	障害者雇用優良企業認定制度
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、 <u>認定等</u> 、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	障害者雇用に積極的に取り組む企業等を「茨城県障害者雇用優良企業」として認定し、県のホームページ等で公表することにより、障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組む企業が人材を確保しやすい環境を整備する。
事業概要	【認定基準】 ・県内に本社があること、又は本社は県外だが、県内の公共職業安定所に障害者雇用状況報告書を提出していること。 ・障害者雇用率が法に基づく算定方法により 2.8%を達成していること又は過去3年間に於いて法定雇用率を達成していること。（なお、常用雇用労働者が 40.0 人未満の企業等については 1 名以上障害者を雇用していること） ・特例子会社及び障害者就労施設等でないこと。等 【メリット等】 ・認定証（3年間有効）を交付します。 ・認証マークを会社のPR（HP・名刺等）に活用できます。 ・企業の取組を県HPやパンフレットで紹介します。 ・県建設工事入札参加資格審査の技術等評価項目で加点されます。 ・県中小企業融資制度（雇用拡大支援融資）の対象になります。 ・県主催就職面接会に優先参加できます。 ・ハローワーク求人票に認定企業である旨を記載できます。 【申請方法等】 茨城県障害者雇用優良企業認定申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、ご提出ください。 ※手続きおよび様式の詳細は県HPに掲載しておりますので、ご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/syougaisyamark/kbosyu.html  【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 雇用促進対策室 TEL：029-301-3645 FAX:029-301-3649

男性の育児休業取得推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金））
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、男性労働者に一定の育児休業を取得させた事業主に助成します。
事業概要	【支給対象事業主】 中小企業事業主 (ア) 男性労働者の育児休業取得 【主な要件】 ●育児・介護休業法等に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。 ●育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。 ●男性労働者が子の出生後 8 週間以内に開始する連続5日以上育児休業を取得すること。（※所定労働日が一定日数以上含まれていることが必要） 【支給額】 1 人目（連続5日以上育児休業、雇用環境整備措置を2つ以上実施）：20 万円 ※ 雇用環境整備措置を4つ実施した場合：30 万円 2 人目（連続 10 日以上育児休業、雇用環境整備措置を3つ以上実施）：10 万円 3 人目（連続 14 日以上育児休業、雇用環境整備措置を4つ以上実施）：10 万円 ※産後パパ育休の申出期限を2週間前より長く設定している事業主は、実施措置数が1つ増加 (イ) 男性労働者の育児休業取得率上昇 【主な要件】 ●育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。 ●育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。 ●申請年度の前事業年度の男性労働者の育児休業取得率が前々事業年度と比較して 30% 以上上昇し 50%以上となっていること。 または、申請前事業年度と前々事業年度で育休対象の男性が5人未満かつ申請前事業年度と前々事業年度の男性労働者の育児休業取得率 70%以上であること。 【支給額】 60 万円 ※プラチナくるみん認定事業主の支給額を 15 万円加算 <育児休業等に関する情報公表加算> 【主な要件】 ●両立支援等助成金申請前の直近年度に係る以下(1)～(3)の情報について、厚生労働省が運営するサイト「両立支援のひろば」において公表した場合に、支給額を加算します。 (1)男性の育児休業等取得率 (2)女性の育児休業取得率 (3)男女別の平均育児休業取得日数

【支給額】

(ア) もしくは (イ) の支給額に2万円を加算 (1 事業主あたり1 回限り)

詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（育児休業等支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	労働者が育児休業を取得しやすいよう支援し、育児休業を取得させた中小事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育休復帰支援プランの策定、導入により育児休業の円滑な取得、復帰に取り組んだ中小企業事業主に助成します。 【支給額】 1 育休取得時・職場復帰時 (ア)育休取得時：30万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） (イ)職場復帰時：30万円（1企業2人まで 育休取得者が無期雇用者、有期雇用者それぞれ1人） 2 育児休業等に関する情報公表加算 「育休取得時」「職場復帰時」のいずれかの支援額に2万円を加算（1企業あたり1回限り）。要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（育休中等業務代替支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	育児休業取得者や育児のための短時間勤務制度利用者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用を行った中小事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育児休業や育児短時間勤務の期間中の業務体制整備のため、育児休業取得者や育児短時間勤務を利用する労働者の業務を代替する周囲の労働者への手当支給等の取組や、育児休業取得者の代替要員の新規雇用（派遣受入を含む）を実施した中小事業主に助成します。 【支給額】 1 手当支給等（育児休業） 最大 140 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の 3/4） 2 手当支給等（短時間勤務） 最大 128 万円（業務体制整備経費、手当支給総額の 3/4） 3 新規雇用（育児休業） 代替期間に応じた額を支給 最短：7 日以上 14 日未満： 9 万円 最長：1 年以上： 81 万円 ＜加算等＞ ○ 育児休業等に関する情報公表加算 支援額に 2 万円を加算（1 企業あたり 1 回限り） 要件は「出生時両立支援コース」と同様です。 ○ 有期雇用労働者加算：10 万円加算（業務代替期間が 1 か月以上の場合に限る。） ○ 1・3 について、プラチナくるみん認定事業は割増・加算あり ＜注意事項＞ ○ 支給人数・年数の上限は、1～3 を全てあわせて、1 年度 10 人まで、初回の対象者が出てから 5 年間支給 ○ 1・3 は同一の育児休業取得者の同一の育児休業について、出生時両立支援コース（第 1 種）、育児休業等支援コース（育休取得時）のいずれかと併用可能 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

仕事と育児の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（柔軟な働き方選択制度等支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	育児を行う労働者が柔軟な働き方を選択できる制度を導入した中小企業等に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を複数導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った中小企業事業主に対して助成します。 【支給額】 ① 柔軟な働き方選択制度 制度を3つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合 20万円 制度を4つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合 25万円 ※柔軟な働き方選択制度 （1）（i）フレックスタイム制度（ii）時差出勤制度 （2）育児のためのテレワーク等 （3）柔軟な働き方を実現するための短時間勤務制度 （4）保育サービスの手配及び費用補助 （5）養育両立支援休暇制度 ※1事業主5人まで ② 子の看護等休暇制度有給化支援 30万円 ※1事業主1回限り 〈加算等〉 ○制度利用期間延長加算 20万円加算 ○障害児等要配慮支援加算 20万円加算 ○育児休業等に関する情報公開加算 2万円加算 ※1事業主1回限り 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL： 029-246-6371

仕事と介護の両立推進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	仕事と介護の両立に関する職場環境整備の取組を行い、介護休業の取得・職場復帰または働きながら介護を行うための勤務制限の利用を円滑にするための取組を行った事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 介護支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた、または介護のための柔軟な就労形態の制度（介護両立支援制度）の利用者が生じた中小企業事業主に対して助成します。 【支給額】 ①介護休業 40万円 ②介護両立支援制度 制度を1つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合 20万円 制度を2つ以上導入し、対象労働者が制度を1つ以上利用した場合 25万円 ③業務代替支援 新規雇用 20万円 手当支給等（介護休業）5万円 手当支給等（短時間勤務）3万円 ④介護休暇制度有給化支援 30万円 ※①～③それぞれ1事業主5人まで。制度利用期間に応じて増額あり。 ④1事業主1回限り。付与日数10日以上の場合は増額あり。 〈加算等〉 ○環境整備加算10万円 1事業主あたり1回に限り加算 対象①～③ ○有期雇用労働者加算10万円 制度利用者が有期雇用労働者の場合1事業主あたり1回に限り加算 対象①② 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

不妊治療の休暇取得促進のための助成を受けたい

事業名	両立支援等助成金（不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	不妊治療や女性の健康課題に対応するための職場環境の整備に取り組み、それぞれに対応する両立支援制度を労働者に利用させた事業主に助成します。
事業概要	【支給対象となる取組】 不妊治療や月経や更年期といった女性の健康課題に関する労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任するとともに、利用可能な制度の規定や周知を行い、労働者に利用させた中小企業事業主に支給する。 ※それぞれの両立支援制度 (1) 休暇制度（多目的・特定目的とも可）、(2) 所定外労働制限制度、 (3) 時差出勤制度、(4) 短時間勤務制度、(5) フレックスタイム制、(6) 在宅勤務等 【支給額】 A 不妊治療のための両立支援制度を5日（回）利用 30万円 B 月経に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用 30万円 C 更年期に起因する症状への対応のための支援制度を5日（回）利用 30万円 ※それぞれ1事業主あたり1回限り 詳細については、厚生労働省のホームページをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14408.html 【問い合わせ先】 厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター TEL：029-246-6371

最低賃金の上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	中小企業等賃上げ支援関連事業								
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他								
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他								
事業要旨	中小企業等が実施する大幅な賃上げに対し、支援金を交付し、物価上昇を上回る賃上げを促進します。								
事業概要	【対象者】 最低賃金近傍で雇用する労働者の賃金を一定額以上引き上げる中小企業・小規模事業者 【支給要件等】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 15%;">支給 対象者</td><td>令和8年度の最低賃金改正において、1時間当たりの賃金を中央引上げ目安額以下の賃金を最低賃金以上引き上げた中小企業・小規模事業者等</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">補助率</td><td>年間賃上げ相当額のうち、中央引上げ目安範囲内については3分の1、地方上乗せ分については2分の1</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象 賃上げ 期間</td><td>令和8年4月1日～改正後最低賃金発効日までに実施される賃上げ</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">募集 期間 (予定)</td><td>最低賃金発効日から令和9年1月29日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</td></tr> </table> 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html	支給 対象者	令和8年度の最低賃金改正において、1時間当たりの賃金を中央引上げ目安額以下の賃金を最低賃金以上引き上げた中小企業・小規模事業者等	補助率	年間賃上げ相当額のうち、中央引上げ目安範囲内については3分の1、地方上乗せ分については2分の1	対象 賃上げ 期間	令和8年4月1日～改正後最低賃金発効日までに実施される賃上げ	募集 期間 (予定)	最低賃金発効日から令和9年1月29日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります
支給 対象者	令和8年度の最低賃金改正において、1時間当たりの賃金を中央引上げ目安額以下の賃金を最低賃金以上引き上げた中小企業・小規模事業者等								
補助率	年間賃上げ相当額のうち、中央引上げ目安範囲内については3分の1、地方上乗せ分については2分の1								
対象 賃上げ 期間	令和8年4月1日～改正後最低賃金発効日までに実施される賃上げ								
募集 期間 (予定)	最低賃金発効日から令和9年1月29日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります								

最低賃金の引上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	業務改善助成金																																																																				
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他																																																																				
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																																																																				
事業要旨	事業場内最低賃金を引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等に係る経費の一部を助成します。																																																																				
事業概要	【対象者】 事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者 申請期限 令和8年9月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日 賃金引上げ期間 令和8年9月1日～申請事業場に適用される地域別最低賃金発行日前日 【支給要件】 事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未満の中小企業・小規模事業者が、事業場内最低賃金を一定以上引上げることなど。 【支援の内容】 企業の生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修、業務改善のためのコンサルティングの実施などにかかった経費の一部を助成します。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">コース区分</th><th rowspan="2">引き上げる労働者数※1</th><th colspan="2">助成上限額</th><th rowspan="2">助成率</th></tr> <tr> <th>右記以外の事業者</th><th>事業場規模 30 人未満の事業者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">50円コース</td><td>1人</td><td>30万円</td><td>40万円</td><td rowspan="18">引き上げ前事業場内最低賃金 1,050 円未満 4/5 1,050 円以上 3/4</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>40万円</td><td>70万円</td></tr> <tr> <td>4～5人</td><td>70万円</td><td>70万円</td></tr> <tr> <td>6～7人</td><td>90万円</td><td>90万円</td></tr> <tr> <td>8人以上</td><td>110万円</td><td>110万円</td></tr> <tr> <td>10人以上※2</td><td>130万円</td><td>130万円</td></tr> <tr> <td rowspan="6">70円コース</td><td>1人</td><td>40万円</td><td>50万円</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>4～5人</td><td>130万円</td><td>130万円</td></tr> <tr> <td>6～7人</td><td>180万円</td><td>180万円</td></tr> <tr> <td>8人以上</td><td>230万円</td><td>230万円</td></tr> <tr> <td>10人以上※2</td><td>300万円</td><td>300万円</td></tr> <tr> <td rowspan="6">90円コース</td><td>1人</td><td>90万円</td><td>100万円</td></tr> <tr> <td>2～3人</td><td>150万円</td><td>240万円</td></tr> <tr> <td>4～5人</td><td>270万円</td><td>270万円</td></tr> <tr> <td>6～7人</td><td>360万円</td><td>360万円</td></tr> <tr> <td>8人以上</td><td>450万円</td><td>450万円</td></tr> <tr> <td>10人以上※2</td><td>600万円</td><td>600万円</td></tr> </tbody> </table>				コース区分	引き上げる労働者数※1	助成上限額		助成率	右記以外の事業者	事業場規模 30 人未満の事業者	50円コース	1人	30万円	40万円	引き上げ前事業場内最低賃金 1,050 円未満 4/5 1,050 円以上 3/4	2～3人	40万円	70万円	4～5人	70万円	70万円	6～7人	90万円	90万円	8人以上	110万円	110万円	10人以上※2	130万円	130万円	70円コース	1人	40万円	50万円	2～3人	50万円	100万円	4～5人	130万円	130万円	6～7人	180万円	180万円	8人以上	230万円	230万円	10人以上※2	300万円	300万円	90円コース	1人	90万円	100万円	2～3人	150万円	240万円	4～5人	270万円	270万円	6～7人	360万円	360万円	8人以上	450万円	450万円	10人以上※2	600万円	600万円
コース区分	引き上げる労働者数※1	助成上限額		助成率																																																																	
		右記以外の事業者	事業場規模 30 人未満の事業者																																																																		
50円コース	1人	30万円	40万円	引き上げ前事業場内最低賃金 1,050 円未満 4/5 1,050 円以上 3/4																																																																	
	2～3人	40万円	70万円																																																																		
	4～5人	70万円	70万円																																																																		
	6～7人	90万円	90万円																																																																		
	8人以上	110万円	110万円																																																																		
	10人以上※2	130万円	130万円																																																																		
70円コース	1人	40万円	50万円																																																																		
	2～3人	50万円	100万円																																																																		
	4～5人	130万円	130万円																																																																		
	6～7人	180万円	180万円																																																																		
	8人以上	230万円	230万円																																																																		
	10人以上※2	300万円	300万円																																																																		
90円コース	1人	90万円	100万円																																																																		
	2～3人	150万円	240万円																																																																		
	4～5人	270万円	270万円																																																																		
	6～7人	360万円	360万円																																																																		
	8人以上	450万円	450万円																																																																		
	10人以上※2	600万円	600万円																																																																		

※1 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。

※2 10人以上の上限区分は「特例事業者」が10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。

特例事業者：一般事業者のうち、次の①、②のいずれかに該当する事業者

- ① 申請事業場の事業場内最低賃金1,050円未満の事業者
- ② 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者

【問い合わせ先】

業務改善助成金コールセンター

TEL：0120-366-440

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

（受付時間：平日9：00～17：00）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

最低賃金の上げのための環境整備に取り組みたい

事業名	いばらき業務改善奨励金																											
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他																											
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																											
事業要旨	賃金引上げ後の事業場内最低賃金が 1,040 円以上の中小企業・小規模事業者に対して、業務改善助成金（国）の自己負担額の 1 / 2 を助成します。																											
事業概要	【対象者】 事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引き上げ、企業の生産性向上に資する設備・器具の導入などを行う中小企業・小規模事業者 【支給要件等】<table><tr><td>助成対象者</td><td colspan="3">① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 990 円以上になること （従業員 50 人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 11 日までに事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 1,040 円以上になること ② 令和6年 1 月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること</td></tr><tr><td>助成率・上限</td><td colspan="3">○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の 1/2 <table><tr><td>国助成率</td><td>3 / 4 の場合</td><td>4 / 5 の場合</td><td>9 / 10 の場合</td></tr><tr><td>県助成率</td><td>1 / 8</td><td>1 / 10</td><td>1 / 20</td></tr></table> ○助成上限額：最大 100 万円</td></tr><tr><td>助成対象経費</td><td colspan="3">生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</td></tr><tr><td>募集期間</td><td colspan="3">令和8年4月1日から令和9年1月29日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります</td></tr></table> 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課 労働経済・福祉グループ TEL：029-301-3635 https://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/rosei/index.html				助成対象者	① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 990 円以上になること （従業員 50 人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 11 日までに事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 1,040 円以上になること ② 令和6年 1 月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること			助成率・上限	○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の 1/2 <table><tr><td>国助成率</td><td>3 / 4 の場合</td><td>4 / 5 の場合</td><td>9 / 10 の場合</td></tr><tr><td>県助成率</td><td>1 / 8</td><td>1 / 10</td><td>1 / 20</td></tr></table> ○助成上限額：最大 100 万円			国助成率	3 / 4 の場合	4 / 5 の場合	9 / 10 の場合	県助成率	1 / 8	1 / 10	1 / 20	助成対象経費	生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮			募集期間	令和8年4月1日から令和9年1月29日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります		
助成対象者	① 以下ア、イのいずれかの要件を満たすこと ア：令和6年1月から9月までに、事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 990 円以上になること （従業員 50 人未満の事業場については、令和5年4月以降の賃上げから対象） イ：令和6年 10 月 1 日から令和 7 年 10 月 11 日までに事業場内最低賃金を 30 円以上引上げ、引上げ後の額が 1,040 円以上になること ② 令和6年 1 月以降に国の業務改善助成金の交付決定を受け、県への申請までに交付額確定・支給決定通知を受けること																											
助成率・上限	○助成率：業務改善助成金（国）の自己負担分の 1/2 <table><tr><td>国助成率</td><td>3 / 4 の場合</td><td>4 / 5 の場合</td><td>9 / 10 の場合</td></tr><tr><td>県助成率</td><td>1 / 8</td><td>1 / 10</td><td>1 / 20</td></tr></table> ○助成上限額：最大 100 万円			国助成率	3 / 4 の場合	4 / 5 の場合	9 / 10 の場合	県助成率	1 / 8	1 / 10	1 / 20																	
国助成率	3 / 4 の場合	4 / 5 の場合	9 / 10 の場合																									
県助成率	1 / 8	1 / 10	1 / 20																									
助成対象経費	生産性向上のための設備投資等 例）・セルフオーダーシステム、オンライン予約システムの導入による業務の効率化 ・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮																											
募集期間	令和8年4月1日から令和9年1月29日 ※申請額が予算上限に達した場合、期限より早く申請受付を終了する場合があります																											

長時間労働是正のための助成を受けたい

事業名	働き方改革推進支援助成金
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。
事業概要	業種別課題対応コース（建設業） 生産性を向上させ、労働時間の削減や週休 2 日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。 【対象者】 以下のいずれにも該当する事業主です。 1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第 139 条第 2 項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。 ※上記以外に選択する成果目標により要件有り 【改善事業（助成対象となる取組）】 ① 労務管理担当者に対する研修(※1) ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発 ③ 外部専門家によるコンサルティング ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更 ⑤ 人材確保に向けた取り組み ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新 ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2) (※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。 (※2)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。 【成果目標】 以下の「成果目標」のうち1つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。 ① 時間外・休日労働の上限設定 ② 所定外労働時間数の削減 ③ 年次有給休暇の計画的付与の導入 ④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入 ⑤ 9時間以上の勤務間インターバルの導入 ⑥ 4週における所定休日を1日以上増加 ◎上記の成果目標に加えて、 ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算） ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算） 【助成額】 以下のいずれか低い方の額 I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃上げ加算・割増賃金率加算の合計額

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※)

(※) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（運送業等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。

※上記以外に選択する成果目標により要件有り

【改善事業（助成対象となる取組）】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2)

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※2) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【成果目標】

以下の「成果目標」のうち1つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。

- ① 時間外・休日労働の上限設定
- ② 所定外労働時間数の削減
- ③ 年次有給休暇の計画的付与の導入
- ④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入
- ⑤ 10時間以上の勤務間インターバルの導入

◎上記の成果目標に加えて、

- ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）
- ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

Ⅰ 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※)

(※) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（病院等）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。

※上記以外に選択する成果目標により要件有り

【改善事業（助成対象となる取組）】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
- ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2)

(※1) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※2)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【成果目標】

以下の「成果目標」のうち1つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。

- ① 時間外・休日労働の上限設定
- ② 所定外労働時間数の削減
- ③ 年次有給休暇の計画的付与の導入
- ④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入
- ⑤ 9時間以上の勤務間インターバルの導入
- ⑥ 医師の働き方改革の推進

◎上記の成果目標に加えて、

- ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）
- ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

- I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額
- II 対象経費の合計額×補助率3/4(※)

(※) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

業種別課題コース（情報通信業、宿泊業）

生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援します。

【対象者】

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 主たる事業が日本標準産業分類に規定される「G 情報通信業」(大分類)または「M 宿泊業、飲食サービス業」(大分類)のうち「75 宿泊業」(中分類)に該当する中小企業事業主であること。
 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。
- ※上記以外に選択する成果目標により要件有り

【改善事業（助成対象となる取組）】

- ① 労務管理担当者に対する研修(※1)
 - ② 労働者に対する研修(※1)、周知・啓発
 - ③ 外部専門家によるコンサルティング
 - ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
 - ⑤ 人材確保に向けた取り組み
 - ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
 - ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※2)
- (※1)研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。
(※2)原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

【成果目標】

以下の「成果目標」のうち1つ以上を選択し、その達成を目指して改善事業を実施。

- ① 時間外・休日労働の上限設定
- ② 所定外労働時間数の削減
- ③ 年次有給休暇の計画的付与の導入
- ④ 時間単位の年次有給休暇及び特別休暇の導入
- ⑤ 9時間以上の勤務間インターバルの導入

◎上記の成果目標に加えて、

- ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）
- ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

I 選択した成果目標に設定された上限額及び賃金引上げの加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4(※)

(※) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、改善事業の⑥・⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

労働時間短縮・年休促進支援コース

生産性を高め労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象者】

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
 2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。
- ※上記以外に各成果目標により要件有り

【成果目標】

以下の①から③より1つ以上選択

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること

- ② 年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること
- ③ 時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、交付要綱で規定する特別休暇のいずれか1つ以上を新たに導入すること

◎上記の成果目標に加えて、

- ・労働者の時間当たり賃金額を引き上げること（賃上げ加算）
- ・所定割増賃金率を一定以上に引き上げること（割増賃金率加算）

【改善事業（助成対象となる取組）】

上記成果目標達成に向け以下の取組を実施

- ・就業規則等の作成・変更
- ・労務管理担当者・労働者への研修等
- ・外部専門家によるコンサルティング
- ・労務管理用機器等の導入・更新
- ・労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新
- ・人材確保に向けた取組 など

【助成上限額】

成果目標の達成状況に応じて最大1020万円

支給要件	達成状況	上限額
成果目標①において、 36協定における月の時間外・休日労働時間数の設定時間に応じて支給	現に36協定で時間外・休日労働時間数を月80時間を超えて設定している事業場が、月60時間以下に設定	150万円 (時間外・休日労働で月60時間を超え月80時間以下の設定に留まった場合は、上限額50万円支給)
	現に36協定で時間外・休日労働時間数を月60時間を超えて設定している事業場が、月60時間以下に設定	100万円
成果目標②を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	25万円
成果目標③を達成した場合に支給	成果目標を達成した場合	25万円

※上記①から③に加え、賃金を3%以上、5%以上または7%以上引き上げた場合、その労働者数に応じて、助成金の上限額を6万円～最大720万円を加算

※上記①から③に加え、月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げた場合に25万円を加算。

※上記①から③に加え、月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、1か月における時間外労働を、労働者1人あたり10時間以上削減した場合75万円を加算。

勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバルを導入する中小企業事業主に対して経費の一部を助成するものです。

【対象者】

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主であること。
2. 36協定を締結しており、原則として過去2年間に於いて月45時間を超える時間外労働の実態があること。
3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて年休管理簿や就業規則等を整備していること。
4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。
 - ①勤務間インターバルを導入していない事業場
 - ②既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場

③既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

【改善事業（助成対象となる取組）】

- ・ 労務管理担当者や労働者への研修等
- ・ 外部専門家によるコンサルティング
- ・ 就業規則等の作成や変更
- ・ 労務管理用機器等の導入や更新
- ・ 人材確保に向けた取組
- ・ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入や更新 など

【成果目標・助成上限額】

- ① 導入する勤務間インターバル時間数に応じて、最大150万円
- ② ①に加え、賃金を3%以上、5%以上または7%以上引き上げた場合に、その労働者数に応じて助成金の上限額を6万～最大720万円加算
- ③ ①に加え、月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5%以上引き上げた場合に25万円加算。
- ④ ①に加え、月45時間を超えて月60時間以内の時間外労働に係る所定割増賃金率を5割以上とし、かつ、1か月における時間外労働を、労働者1人あたり10時間以上削減した場合75万円加算。

助成上限額は、①及び②から④の合計とし、最大970万円

団体推進コース

労働者を雇用する事業主（構成事業主）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金の引上げに取り組む事業主団体に対して経費の一部を助成するものです。

【対象者】

- ①3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
- ②10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主

【改善事業（助成対象となる取組）】

- ・ 市場調査の事業
- ・ 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ・ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ・ 取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ・ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催、出展の事業
- ・ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ・ セミナーの開催などの事業
- ・ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ・ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入、更新の事業
- ・ 人材確保に向けた取り組みの事業 など

【成果目標】

構成事業主の2分の1以上に対して、改善事業又は改善事業の実施結果を活用すること。

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 総事業費から収入額を控除した額

③ 上限額 500 万円

取引環境改善コース

荷主集団などが、トラックドライバーの時間外労働の時間外労働の削減等のために、荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取引環境整備の取組を実施した場合に、その荷主集団などに対して助成するものです。

【対象となる荷主集団】

- ① 代表事業主及び構成員を合わせて、3以上の事業主から組織されていること。
- ② 代表事業主を含め、少なくとも1以上の荷主若しくは倉庫事業者及び1以上の運送事業者で構成されていること。
- ③ 代表事業主が法人格を有すること。
- ④ 代表事業主及びすべての構成員が同一の企業グループに属していないこと。
- ⑤ 組織として現に活動している又は今後具体的に活動することが見込まれる荷主集団であること。
- ⑥ 代表事業主が労働者災害補償保険の適用事業主であること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律上の暫定任意適用事業の事業主については、この限りではない。
- ⑦ 中小企業事業主の占める割合が、構成員たる運送事業者の2分の1を超えていること。

【改善事業（助成対象となる取組）】

- ・ 取引適正化への理解促進等、労働時間等の設定の改善に向けた取引先等との調整
- ・ 好事例の収集、普及啓発
- ・ セミナーの開催等
- ・ 巡回指導、相談窓口設置等
- ・ 運送事業者等が利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新

【成果目標】

助成対象となる取組内容について、荷主集団等が事業実施計画で定める改善事業を行い、運送事業者の2分の1以上に対して荷待ち・荷役時間及び労働時間の短縮に効果を上げること。

【助成額】

以下のいずれか低い方の額

- ① 対象経費の合計額
- ② 上限額 100 万円

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html

【問い合わせ先】

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター
TEL：029-246-6371

テレワークを導入するための支援を受けたい

事業名	人材確保等支援助成金（テレワークコース）
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	適切なテレワーク制度を導入し、実施・拡大することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に助成します。
事業概要	【助成対象】 適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主が対象 【主な受給要件】 ○制度導入助成 Ⅰ. 評価期間（制度導入助成）の初日から起算して前3か月の間に、以下の（イ）または（ロ）の取り組みを実施していること。 （イ）新規導入事業主：下記※のうち1（必須）及び3～5のいずれか1つ以上 （ロ）実施拡大事業主：下記※のうち1（必須）及び2～5のいずれか1つ以上 ※＜テレワークを可能とする取組＞ 1：労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組 2：就業規則等の拡充 3：外部専門家によるコンサルティング 4：労務管理担当者に対する研修 5：労働者に対する研修 Ⅱ. 評価期間（制度導入助成）において、対象労働者が実施したテレワークの実績が、新規導入事業主は以下の（イ）を、実施拡大事業主は以下の（イ）及び（ロ）の双方を満たすこと。 （イ）以下のいずれかを満たしていること 1：対象労働者全員が1回以上テレワークを実施 2：対象労働者のテレワーク実施回数の週間平均が1回以上 （ロ）対象労働者の延べテレワーク実施回数を評価期間の初日の前日から起算した前3か月間と比較して25%以上増加させたこと。 Ⅲ. 過去に人材確保等支援助成金（テレワークコース）の支給を受けていないこと。 ○目標達成助成 Ⅰ. 制度導入後離職率が、制度導入前職率以下であること。 Ⅱ. 評価時離職率が30%以下であること。 Ⅲ. 対象事業所における評価期間（目標達成助成）における延べテレワーク実施回数が、評価期間（目標達成助成）初日における対象事業所の労働者数を、評価期間（制度導入助成）初日における対象事業所の労働者数で除したものに、評価期間（制度導入助成）における延べテレワーク実施回数を掛け合わせた回数以上であること。

【受給額】

制度導入助成	1 企業あたり、20 万円
目標達成助成	1 企業あたり、10 万円 ＜賃金要件を満たす場合は 15 万円＞

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

【問い合わせ先】

テレワークに関する各種相談を受け付けております。

テレワーク相談センター（厚生労働省からの委託先）

<https://www.japan-telework.or.jp>

E-mail：sodan@japan-telework.or.jp

TEL：0120-861009（受付時間：平日 9:00～17:00）

厚生労働省茨城労働局 助成金事務センター

TEL：029-246-6371

I T ツールを導入するための助成を受けたい

事業名	I T 導入補助金																												
対象分野	金融支援、 <u>経営支援</u> 、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 <u>労働環境整備支援</u> 、その他																												
対象分類	融資、 <u>補助金等</u> 、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他																												
事業要旨	中小企業等が自社の課題やニーズに合った I T ツールを導入する経費の一部を補助することで、業務効率化・売上アップを支援します。																												
事業概要	【対象者】 中小企業・小規模事業者等（飲食、宿泊、卸・小売、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建設業等も対象） 【補助対象事業】 ○通常枠（A・B 類型） I T 導入支援事業者が登録する I T ツールを導入する事業 ○セキュリティ対策推進枠 高まるサイバー攻撃事案の潜在リスクを踏まえ、サイバーインシデントが引き起こすさまざまなリスク低減を支援 ○デジタル化基盤導入類型 会計ソフト・受発注ソフト・決済ソフト・EC ソフトの経費の一部を補助することで、インボイス対応も見据えた企業間取引のデジタル化を推進 【補助対象経費】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th><th>補助対象経費</th><th>補助上限金額</th><th>補助率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">通常枠</td><td>A 類型</td><td rowspan="2">ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等</td><td>30～150 万円</td><td>2 分の 1</td></tr> <tr> <td>B 類型</td><td>150～450 万円</td><td>2 分の 1</td></tr> <tr> <td colspan="2">セキュリティ対策推進枠</td><td>サービス利用料（最大 2 年分補助）</td><td>5～100 万円</td><td>2 分の 1</td></tr> <tr> <td rowspan="2">デジタル化基盤導入類型</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等</td><td>5～50 万円</td><td>4 分の 3</td></tr> <tr> <td>50～350 万円</td><td>3 分の 2</td></tr> </tbody> </table> ※ I T 導入支援事業者が提供し、かつ本事業において登録された I T ツールのみが補助対象 【申請方法、問い合わせ先】 サービス等生産性向上 I T 導入支援事業コールセンター https://www.it-hojo.jp/ TEL：0570-666-424（受付時間：平日 9:30～17:30） ※IP 電話等からお問い合わせの場合は、042-303-9749 までご連絡ください。				種別		補助対象経費	補助上限金額	補助率	通常枠	A 類型	ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等	30～150 万円	2 分の 1	B 類型	150～450 万円	2 分の 1	セキュリティ対策推進枠		サービス利用料（最大 2 年分補助）	5～100 万円	2 分の 1	デジタル化基盤導入類型		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等	5～50 万円	4 分の 3	50～350 万円	3 分の 2
種別		補助対象経費	補助上限金額	補助率																									
通常枠	A 類型	ソフトウェア費・クラウド利用料（最大 1 年分補助）・導入関連費等	30～150 万円	2 分の 1																									
	B 類型		150～450 万円	2 分の 1																									
セキュリティ対策推進枠		サービス利用料（最大 2 年分補助）	5～100 万円	2 分の 1																									
デジタル化基盤導入類型		ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大 2 年分補助）、ハードウェア購入費、導入関連費等	5～50 万円	4 分の 3																									
			50～350 万円	3 分の 2																									

従業員の奨学金返還支援のための補助を受けたい

事業名	茨城県企業支援型奨学金返還支援事業
対象分野	金融支援、経営支援、技術支援、商店街等支援、観光・イベント支援、人材育成支援、 労働環境整備支援、その他
対象分類	融資、補助金等、認定等、施設利用、機会提供、相談・助言、その他
事業要旨	県内企業の人材確保と定着を支援するため、中小企業等が奨学金を返還している従業員への手当支給や代理返還を行う場合、当該費用の一部を補助します。
事業概要	【対象者】 1 補助対象企業の主な要件 県内に本社を有する中小企業等 2 支援対象者（従業員）の主な要件 ・補助対象企業に正社員として勤務し、補助対象期間後も補助対象企業に継続して勤務が見込まれること。 ・補助対象企業に採用された日が2026年4月1日以降であること。 ・奨学金を支援対象者本人が返還中又は返還予定であること。 【支援の内容】 1 補助額 企業等が負担した支援額の1/2（ただし、支援対象者1人当たり上限6万円/年） ※2026年4月1日から12月31日までに企業が負担した支援額が、2026年度の補助対象 2 補助上限人数 1 補助対象企業当たり3名 ※茨城県働き方改革優良（推進）認定企業、茨城県障害者雇用優良企業、茨城県外国人受入優良（先進）企業は5名 3 補助対象期間 同一の支援対象者に対して最大36か月 【申請期間・申請方法】 2026年6月8日（月）～12月28日（月）の期間中に、県労働政策課へ所定の申請書類を電子メールで提出（提出先：rousei2@pref.ibaraki.lg.jp） ※予算の上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。 詳細については、茨城県ホームページをご覧ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/shogakukinhenkan/shien.html 【問い合わせ先】 茨城県産業戦略部労働政策課雇用促進対策室 TEL：029-301-3645